

公益目的通報の調査結果(令和7年5月28日報告分)について(公表)

このたび、三田市公益目的通報者保護条例に基づく公益目的通報に対する調査結果が報告されましたので、同条例第11条第5項の規定に基づき下記のとおり公表します。

記

1 通報日 令和7年4月3日

2 通報形態 FAX

3 通報内容

三田市財政課職員の中には、次年度予算調整のため、令和6年10月から令和7年3月にかけて月100時間を超える時間外労働をさせられた者がいた。このことは、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則6条の3の規定に違反している。

また、三田市では、全庁的にも過労死の基準を超えている職員がいるところ、組織として人員配置の見直し等による改善がされていないことは問題である。

4 調査結果

(1)事実認定

ア 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則において、「任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。」とし、「他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署……に勤務する職員」の時間外勤務の上限を「1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満」、「1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間」等としている。

この点、財政課は、「他律的業務……の比重が高い部署として、任命権者が指定するもの」に該当する。

イ 令和6年度は、財政課には9名（課長・副課長含む）の職員が配属されていたところ、令和6年10月から令和7年3月までの間に月100時間以上の時間外勤務を行った者が、令和6年12月に2名、令和7年1月に6名、同年2月に2名存在した。

これらの時間外勤務は、基本的に次年度予算の編成業務に従事したことによるものであり、財政課長による業務命令に基づくものであった。

ウ 次年度予算の編成業務の流れは、大要、次のとおりである。

10月上中旬 次年度予算に関する要求を上げるようにとの全庁通知

11月 財政査定 ※各課員には担当課がある。

11月～12月上中旬 各課との折衝、財政課長の各課課長に対するヒアリング
年末・年始 歳入・歳出の整理

1月中下旬 市長査定 ※財政課長と担当課員が市長説明に当たる。

1月下旬～2月上旬 予算書作成、議会報告、記者発表

2月下旬 委員会向けの審議資料の作成

2月下旬～3月上旬 議会の議決 ※財政課長のみが出席する。

工 上記勤務実態及び業務内容について、令和6年度の財政課長に聴取したところ、例年1月は、大半の課員が条例・規則の上限を超えて時間外勤務を行っている。単に財政課の課員を増員したところで根本的な解決にはならない、との説明ないし見解が寄せられた。

また、過去の財政課課員による時間外勤務の年間平均は、令和4年度が約950時間、令和5年度が約630時間、令和6年度が約670時間である。令和5年度に大幅な低減が見られたのは、同年度に他自治体を視察し、三田市財政課の業務的な負担が大きい実情が浮かび上がったため、財政課を挙げて時間外勤務の削減に取り組んだ結果であるとのことであった。

(2)判断

ア 財政課では、令和6年10月から令和7年3月にかけて、月100時間以上の時間外勤務を行う課員が複数存在した。かかる勤務実態が、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び同施行規則に違反した状態にあることは否定できない。

なお、通報者は、上記条例・規則以外に法令違反がないかの調査を求めているところ、本件の財政課課員による一連の時間外勤務は、例年どおりに次年度予算の編成の業務を遂行した結果と解され、財政課長の上記業務命令に関して、その他の法令違反を疑わせる事実は確認されなかった。

イ 違反状態の是正については、予算編成業務が、各課横断的なものである以上、全庁的な理解を得て、財政課の負担軽減を行う必要がある。この点、財政課長への聴取結果に照らせば、必ずしも財政課課員を増やすことだけが答えではないように思われる。令和5年度の視察では、予算編成当該業務多忙の時期であっても、財政部局職員の時間外勤務が三田市よりも少ない自治体も確認されたようであるから、他自治体の試行錯誤に学びつつ、財政課と予算要求をする各課との役割分担を見直す等して、全庁的に取り組む必要があると思料する。

ウ また、財政課以外にも、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の「他律的業務……の比重が高い部署として、任命権者が指定するもの」に当たり、課員が少なくない時間外勤務を行っている部局が存在する可能性は否定できない。そこで、三田市においては、引き続き時間外勤務に関する実態の把握に努め、必要があれば適切な対策を講じられたい。

5 その他

(1)調査結果を踏まえた市の見解と対応

当該部署は他律的業務の比重が高いことから、庁内での業務の進め方等を見直す。併せて、全庁的に時間外勤務の削減に取り組む。また、今後、状況に応じて適切な対策を講じる。

(2)結果の公表等

記者提供、議会提供、ホームページで概要を公表